



支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年 8月6日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 調査研究費 | |
| 金額 | ¥411,880 | |
| 内容 | 行政視察に関わる旅費 | |
| 支払先 | 竹内照夫・青山三四郎・川口正徳・桐田真人・草野聖地 近藤眞弘・竹内基二・津田新三・仲野弘子・寺田英幸 | |
| 支出年月日 | 令和元年 8月6日 | |
| 摘要 | なお、青山三四郎議員、竹内基二議員については、JR券手配後に不参加となったため、払い戻しにかかる手数料を計上 (体調不良のため) | |
| 領収書 添付欄 | | |

令和元年度 湖誠会 行政視察 旅費計算書

日 程 令和元年8月1日(木)～8月2日(金) 1泊2日

視 察 先 8月1日(木) 千葉県佐倉市
8月2日(金) 栃木県宇都宮市

視 察 旅 費 411,880 円

| | |
|-----------|----------|
| 津田 新三 議員 | 51,120 円 |
| 桐田 真人 議員 | 51,380 円 |
| 草野 聖地 議員 | 50,860 円 |
| 青山 三四郎 議員 | 1,320 円 |
| 川口 正徳 副議長 | 51,400 円 |
| 近藤 眞弘 議長 | 50,960 円 |
| 竹内 照夫 議員 | 50,880 円 |
| 竹内 基二 議員 | 1,540 円 |
| 寺田 英幸 議員 | 51,300 円 |
| 仲野 弘子 議員 | 51,120 円 |

※青山三四郎議員、竹内基二議員については、JR券手配後に不参加に変更となったため、払い戻しにかかる手数料を計上

津田 新三 議員

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|---------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | JR | 発 堅田 着 山科 | 17.7 | ¥320 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 堅田 | 17.7 | ¥320 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | ¥20,050 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| 合 計 金 額 | | | | | | | ¥51,120 | |

桐田 真人 議員

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 ス 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|----------------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | バス | 発 電業会館前 着 JR瀬田 | 2.6 | ¥210 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 瀬田 着 山科 | 11.5 | ¥240 | | | | |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 瀬田 | 11.5 | ¥240 | | | | |
| | バス | 発 JR瀬田 着 電業会館前 | 2.6 | ¥210 | | | | 直帰リ |
| 小 計 | | | | ¥20,310 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| 合計金額 | | | | | | | ¥51,380 | |

草野 聖地 議員

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|---------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | JR | 発 大津 着 山科 | 4.5 | ¥190 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 大津 | 4.5 | ¥190 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | ¥19,790 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| 合 計 金 額 | | | | | | | ¥50,860 | |

青山 三四郎 議員

※切符手配後、入院手術が必要となり視察不参加となったことから、
払い戻しに係る所定の手数料のみを計上

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|--------------|------------------|---------|-----------------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | バス | 発 南郷一丁目 着 JR石山 | 4.7 | 0 ¥230 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 石山 着 山科 | 9.0 | 0 ¥200 | | | | |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | 0 ¥17,280 | 330 ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | 0 ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | 0 ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | 330 ¥2,980 | | 0 ¥11,800 0 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | 0 ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | 330 ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | ¥0 | 330 ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 石山 | 9.0 | 0 ¥200 | | | | |
| | バス | 発 JR石山 着 南郷一丁目 | 4.7 | 0 ¥230 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | 0 ¥20,270 | 1,320 ¥17,970 | ¥0 | 0 ¥13,100 | |
| 合計金額 | | | | | | | ¥51,340 | |

1.320

川口 正徳 副議長

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 ス 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|-----------------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | バス | 発 上稲津 着 JR石山 | 4.7 | ¥260 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 石山 着 山科 | 9.0 | ¥200 | | | | |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 石山 | 9.0 | ¥200 | | | | |
| | バス | 発 JR石山 着 上稲津 | 4.7 | ¥260 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | ¥20,330 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| 合 計 金 額 | | | | | | | ¥51,400 | |

近藤 眞弘 議長

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|---------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | JR | 発 瀬田 着 山科 | 11.5 | ¥240 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 瀬田 | 11.5 | ¥240 | | | | 直帰リ |
| 小 計 | | | | ¥19,890 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| 合 計 金 額 | | | | | | | ¥50,960 | |

竹内 照夫 議員

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|---------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | JR | 発 膳所 着 山科 | 6.2 | ¥200 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 膳所 | 6.2 | ¥200 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | ¥19,810 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| 合 計 金 額 | | | | | | | ¥50,880 | |

竹内 基二 議員

※切符手配後、体の不調により視察参加が困難となったことから、払い戻しに係る所定の手数料のみを計上

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|----------------------------|------------------|---------|-----------------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | 京阪電車 | 発 瓦ヶ浜 着 京阪膳所 | 1.9 | 0 ¥170 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 膳所 着 山科 | 6.2 | 0 ¥200 | | | | |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | | 払戻手数料 220 506.8 ¥17,200 | 330 ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | 0 ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | 0 ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | 330 ¥2,980 | | 0 ¥11,800 0 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | 0 ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | 330 ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | 330 ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 膳所 | 6.2 | 0 ¥200 | | | | |
| | 京阪電車 | 発 京阪膳所 着 瓦ヶ浜 | 1.9 | 0 ¥170 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | 220 ¥20,150 | 1,320 ¥17,970 | ¥0 | 0 ¥13,100 | |
| 合 計 金 額 | | | | | | | ¥51,220 | |

1.540

寺田 英幸 議員

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ ス 代 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|----------------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | バス | 発 橋本 着 JR石山 | 1.2 | ¥210 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 石山 着 山科 | 9.0 | ¥200 | | | | |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 石山 | 9.0 | ¥200 | | | | |
| | バス | 発 JR石山 着 橋本 | 1.2 | ¥210 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | ¥20,230 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| | | | | | | | 合計金額 | ¥51,300 |

仲野 弘子 議員

| 月 日 | 交通機関 | 発駅(地)名 着駅(地)名 | 鉄 道 等 | | 特急運賃 急行運賃 | バ 借 上 代 | 宿泊料 | 食 卓 料 宿 泊 地 |
|------------|------|----------------------|-------|---------|--------------|---------|-------------------|---------------------|
| | | | キロ数 | 運 賃 | | | | |
| 8/1 (木) | JR | 発 堅田 着 山科 | 17.7 | ¥320 | | | | 直出勤 |
| | JR | 発 京都市内 着 品川(途中下車) | 506.8 | ¥17,280 | ¥5,900 | (往復割) | | (繁忙期) |
| | 私鉄 | 発 品川 着 京成佐倉 | 57.8 | ¥1,070 | | | | 佐倉市視察 (送迎あり) |
| | 私鉄 | 発 京成佐倉 着 京成上野 | 51.0 | ¥720 | | | | |
| | JR | 発 上野 着 宇都宮 | 105.9 | ¥0 | ¥2,980 | | ¥11,800 ¥1,300 | 宇都宮市内宿泊 (一泊朝食付き) |
| 8/2 (金) | バス | 発 宇都宮 着 市役所庁舎前 | 1.7 | ¥170 | | | | 宇都宮市視察 |
| | バス | 発 市役所庁舎前 着 宇都宮 | 1.7 | ¥170 | | | | |
| | JR | 発 宇都宮 着 東京 | 623.1 | ¥0 | ¥3,190 | | | |
| | JR | 発 東京 着 京都市内 | | | ¥5,900 | | | (繁忙期) |
| | JR | 発 山科 着 堅田 | 17.7 | ¥320 | | | | 直帰り |
| 小 計 | | | | ¥20,050 | ¥17,970 | ¥0 | ¥13,100 | |
| 合 計 金 額 | | | | | | | ¥51,120 | |


旅 費 明 細 書

| | 氏 名 | 旅 費 | 請求印 | 備 考 |
|--------------|--------|--------|---|-----|
| 氏 名 (10人) | 津田 新三 | 51,120 |  | |
| | 桐田 真人 | 51,380 |  | |
| | 草野 聖地 | 50,860 |  | |
| | 青山 三四郎 | 1,320 |  | |
| | 川口 正徳 | 51,400 |  | |
| | 近藤 眞弘 | 50,960 |  | |
| | 竹内 照夫 | 50,880 |  | |
| | 竹内 基二 | 1,540 |  | |
| | 寺田 英幸 | 51,300 |  | |
| | 仲野 弘子 | 51,120 |  | |











出張先 千葉県佐倉市 及び 栃木県宇都宮市

期 間 令和元年8月1日(木)～8月2日(金) 1泊2日

用 件
 <佐倉市>
 市街化調整区域での地区計画による産業立地誘導など
 <宇都宮市>
 観光振興及び都市の魅力創造について

| | | | | |
|---------------|------|---|------------|---|
| 旅費額 (1人当り) | 交通費 | 円 | 旅費総額(10人分) | |
| | 車賃 | 円 | 411,880 円 | |
| | 旅行雑費 | 円 | 認 印 | 代 表 者 |
| | 宿泊料 | 円 | | 経 理 責 任 者 |
| | 合 計 | 円 | |  |
| 備 考 | | | | |

旅 費 領 収 書

| | 氏 名 | 旅 費 | 領収印 | 領収日 |
|------------|--------|--------|---|-----|
| 氏 名 10人 | 津田 新三 | 51,120 |  | 8/6 |
| | 桐田 真人 | 51,380 |  | 8/6 |
| | 草野 聖地 | 50,860 |  | 8/6 |
| | 青山 三四郎 | 1,320 |  | 8/6 |
| | 川口 正徳 | 51,400 |  | 8/6 |
| | 近藤 眞弘 | 50,960 |  | 8/6 |
| | 竹内 照夫 | 50,880 |  | 8/6 |
| | 竹内 基二 | 1,540 |  | 8/6 |
| | 寺田 英幸 | 51,300 |  | 8/6 |
| | 仲野 弘子 | 51,120 |  | 8/6 |

領 収 書

湖誠会 様

No. 10291-1



¥94,400-

但 8/1 宿泊 リッチモンドホテル宇都宮駅前 @11,800円×8名様分として(1泊朝食)
2019年 8 月 6 日 上記正に領収いたしました



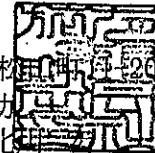
〒520-0024

滋賀県大津市

有限会社 旅助

代表取締役 北

TEL 077-528-2266



JR切符払戻し計算書（青山 三四郎議員分）

○ 払戻し発生時 令和元年7月23日(火)(出発日の3日以上前)

○ 払戻し手数料

| 切符の種類 | 1枚当り手数料 | 金額の根拠 |
|--------|---------|----------|
| 指定席特急券 | 330 円 | JR規定による額 |

※乗車券は未手配

○ 計算式

| 月日 | 区 間 | きっぷの種類 | 規定運賃 | 手数料 |
|------|-----------|--------|--------|-------|
| 8月1日 | 京都 ⇒ 品川 | 指定席特急券 | 5,900 | 330 |
| 〃 | 上野 ⇒ 宇都宮 | 指定席特急券 | 2,980 | 330 |
| 8月2日 | 宇都宮 ⇒ 東京 | 指定席特急券 | 3,190 | 330 |
| 〃 | 東京 ⇒ 京都市内 | 指定席特急券 | 5,900 | 330 |
| 合 計 | | | 17,970 | 1,320 |

JR切符払戻し計算書（竹内 基二議員分）

○ 払戻し発生時 令和元年7月30日(火)(出発日の3日以上前)

○ 払戻し手数料

| 切符の種類 | 1枚当り手数料 | 金額の根拠 |
|--------|---------|----------|
| 乗車券 | 220 円 | JR規定による額 |
| 指定席特急券 | 330 円 | JR規定による額 |

○ 計算式

| 月日 | 区 間 | きっぷの種類 | 規定運賃 | 手数料 |
|------|------------|--------|--------|-------|
| 8月1日 | 京都市内 ⇔ 宇都宮 | 往復乗車券 | 17,280 | 220 |
| 〃 | 京都 ⇒ 品川 | 指定席特急券 | 5,900 | 330 |
| 〃 | 上野 ⇒ 宇都宮 | 指定席特急券 | 2,980 | 330 |
| 8月2日 | 宇都宮 ⇒ 東京 | 指定席特急券 | 3,190 | 330 |
| 〃 | 東京 ⇒ 京都市内 | 指定席特急券 | 5,900 | 330 |
| 合 計 | | | 35,250 | 1,540 |

きっぷの払いもどし / きっぷをなくした場合

きっぷの払いもどし

- きっぷの払いもどしは、駅、旅行センター（一部除く）、主な旅行会社でお取扱いします。なお、団体乗車券、一部のトクトクきっぷは、お求めになった窓口にお申し出ください。
- ※駅の払いもどし箇所は、駅係員におたずねください。
- ※バスのきっぷの払いもどしについては988ページをご覧ください。

使用開始前

- 次の表の手数料をいただいて払いもどしいたします。

| きっぷの種類 | 払いもどし条件 | 手数料 |
|--|---|-------------------|
| 普通乗車券 回数乗車券 急行券 自由席特急券 特定特急券 自由席グリーン券 | 使用開始前で有効期間内 （前売りの乗車券類については有効期間の開始日前を含みます。） | 220円 |
| 立席特急券 | 出発時刻まで | 220円 |
| 指定席特急券 指定席グリーン券 | 列車出発日の2日前まで | 330円 |
| 寝台券 指定席券 | 出発日の前日から 出発時刻まで | 30%、ただし 最低330円 |

- 列車の出発日またはその前日にいったん変更した指定券（立席特急券を除く）を払いもどすときには手数料30%をいただきます。
- 〔ひたち〕〔ときわ〕〔成田エクスプレス〕〔スワローあかぎ〕〔あずさ〕〔かいじ〕〔富士回廊〕〔はちおうじ〕〔おうめ〕の座席未指定券は、上表によらず使用開始前で券面表示の乗車日まで手数料330円です。
- 特急券とグリーン券、特急券と寝台券、急行券と指定席券などを1枚で発行した指定券の払いもどし手数料は、グリーン券、寝台券、指定席券の分のみいただきます。
- 東北新幹線（東京～福島間）と〔つばさ〕（福島～新庄間）、東北新幹線（東京～盛岡間）と〔こまち〕（盛岡～秋田間）または上越新幹線と越後湯沢～ガーラ湯沢間を直通して乗車する場合（いずれも改札口を出ないで、当日中に乗り継いで乗車する場合を含みます）であって、1枚で発行した特急券を払いもどすときは、新幹線の特急券と在来線の特急券を合わせて1枚のものとして手数料を計算します。
- クレジットカードを使用してお求めになったきっぷは、お求めになった会社によりお取扱いが異なりますので、係員におたずねください。

使用開始後

以下の場合に払いもどしいたします。





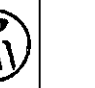
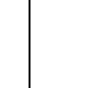
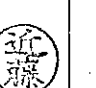
- 普通乗車券は、有効期間内でお乗りにならない区間の営業キロが1券片100キロを超える場合のみ払いもどしいたします。この場合の払いもどし額は、発売額からすでにお乗りになった区間の普通運賃と手数料220円を差し引いた残額です。
- 不要となった回数乗車券の未使用の券片は、有効期間内である場合に払いもどしいたします。この場合の払いもどし額は、発売額からすでにお使いになった枚数分の普通運賃と手数料220円を差し引いた残額です。ただし、払いもどし額がない場合もあります。
払戻額 = 回数乗車券発売額 - (使用済枚数 × 普通運賃) - 手数料220円
- ※回数券タイプのトクトクきっぷ（新幹線回数券など）は、一部券片使用後の残りの券片の払いもどしはできません。
- ※トクトクきっぷなどについては、商品によってお取扱いが異なりますので、係員におたずねください。

※定期券については、次のとおりです。

- 不要となった定期券は、有効期間が1カ月以上残っている場合に限って払いもどしいたします。
- 有効期間の開始日の前日までの払いもどし額は、発売額から手数料220円を差し引いた残額です。
払戻額 = 定期券発売額 - 手数料220円
- 有効期間の開始日以降の払いもどし額は、発売額からすでにお使いになった月数分（1カ月に満たない日は日数は1カ月とします）の定期運賃と手数料220円を差し引いた残額です。ただし、払いもどし額がない場合もあります。
払戻額 = 定期券発売額 - 使用済月数分の定期運賃 - 手数料220円
- 例) 4月1日から9月30日まで有効の6カ月定期券を8月20日に払いもどす場合
払戻額 = 6カ月定期運賃 - (3カ月定期運賃 + 1カ月定期運賃 × 2) - 220円
- 上記にかかわらず、有効期間の開始日以降に、買戻しなどのやむを得ない理由により定期券が不要となった場合は、有効期間の開始後7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどすことがあります。
払戻額 = 定期券発売額 - (経過した日数 × 往復普通運賃) - 手数料220円
- 定期券の区間変更はできません。新しい区間の定期券をお求めいただき、古い区間の定期券は払いもどしをいたします。この場合の払いもどし額は、発売額からすでにお使いになった旬数（10日を1旬とし、1旬に満たない日は日数は1旬とします）に定期運賃の日割額を10倍した額を乗じた額と手数料220円を差し引いた残額です。
払戻額 = 定期券発売額 - (使用した旬数 × 定期運賃の日割額 × 10) - 手数料220円

きっぷをなくした場合

- きっぷをなくした場合、駅のきっぷうりばや列車の係員にその旨を話して、紛失再発行用として同じきっぷ（なくしたきっぷがトクトクきっぷ〔「ジパング倶楽部」の割引や「レール&レンタカーきっぷ」などを含みます〕の場合は、なくしたきっぷと同じ区間・列車・設備の無割引のきっぷ）をもう一度お買い求めください（「紛失再」の表示をいたします）。指定券については、同じ列車の指定券に限りです。買いなおしたきっぷは、下車駅で「再収受証明」を受けなくてはなりません。
- きっぷが発見された場合、「再収受証明」を受けた日の翌日から起算して1年以内に、紛失したきっぷと、「再収受証明」のあるきっぷの両方を駅へお持ちください。発見されたきっぷについて（なくしたきっぷがトクトクきっぷの場合は、あとからお買い求めいただいた無割引のきっぷについて）、手数料220円（指定券は330円）をいただき、「再収受証明」のあるきっぷの払い・料金を払いもどします。なくしたきっぷがトクトクきっぷの場合は、あとからお買い求めいただいたきっぷのご利用状況などにより、払いもどしができない場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。
- きっぷが盗難にあわれた場合も、同様のお取扱いとなります。
- 定期券、回数券及び一部のトクトクきっぷは、このお取扱いはいたしません。紛失しないようにご注意ください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|----|---|--|---|
| 議長 | 副議長 | 局長 | 次長 | 課長 | 補佐 | 係長 | 主査 | 主任 | 係 |
|  |  |  |  |  |  | |  |  | |



会派行政視察報告書

令和元年 8 月 30 日

大津市議会議長 近藤 眞弘 殿

湖誠会幹事長 津田 新三



本会派が視察研修した結果について、下記の通り報告します。

記

1. 期 間 令和元年 8 月 1 日 (木) ～令和元年 8 月 2 日 (金)
2. 視 察 先 (1) 佐倉市役所 (千葉県佐倉市海臨寺町 13-8)
(2) 宇都宮市役所 (栃木県宇都宮市朝日町 1-1-5)
3. 視 察 目 的 行政視察
4. 調査研究内容 (1) 佐倉市 佐倉市都市計画課所管事業
「市街化調整区域土地利用方針・」地区計画ガイドライン」
(2) 宇都宮市 宇都宮市経済部観光交流課所管事業
「第 2 次宇都宮市観光振興プラン」
5. 参加議員 幹 事 長 津田 新三
副 幹 事 長 桐田 真人
幹 事 草野 聖地
議 員 近藤 眞弘
議 員 川口 正徳
議 員 竹内 照夫
議 員 仲野 弘子
議 員 寺田 英幸

1. 8. 30

令和元年 8 月 1 日・2 日

大津市議会
湖誠会
令和元年度
行政調査報告書

佐倉市 佐倉市都市部都市計画課所管事業

「市街化調整区域土地利用方針・地区計画ガイドライン」

○ 宇都宮市 宇都宮市経済部観光交流課所管事業

「第 2 次宇都宮市観光振興プラン」

大津市議会湖誠会

湖誠会 会派視察報告書

令和元年 8 月 1 日 (木)
千葉県佐倉市 (佐倉市役所)

市街化調整区域での地区計画による産業立地誘導について

【はじめに】

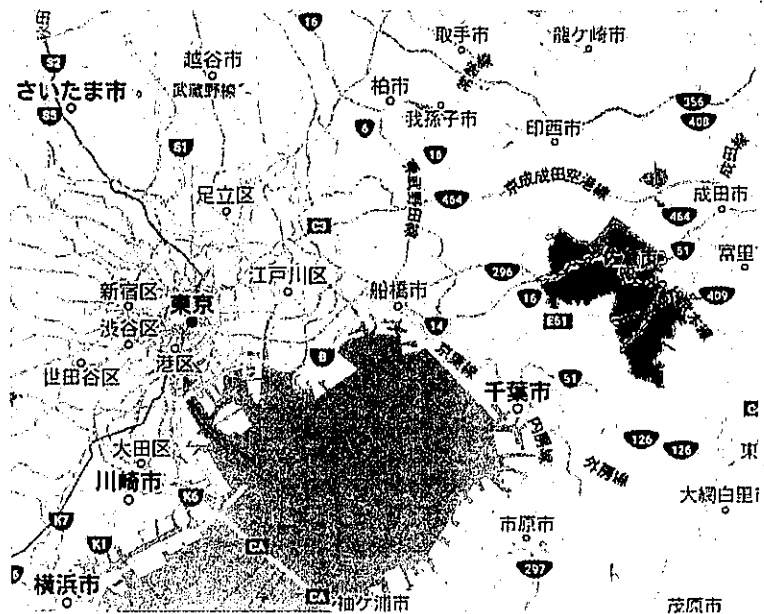
大津市では、今後のまちづくりの指針となる大津市総合計画基本構想を策定し、目指すべき将来都市像として「ひと、自然、歴史の縁で織り成す 住み続けたいまち“大津再生”～コンパクトで持続可能なまちへの変革～」を掲げ、現在策定中の令和 13 年までを計画期間とする大津市都市計画マスタープランにおいては、人口減少下でも生活利便性が確保された拠点の充実と公共交通により拠点を相互に結ぶ「コンパクト+ネットワークによるまちづくり」を将来都市構造の基本としているところである。

また、国は、平成 26 年にコンパクトシティ形成にむけて、立地適正化計画制度を創設し、本市においてもその取り組みを進めているところである。

そこで、平成 26 年より、市街化調整区域における土地利用について先進的な取り組みを実施している千葉県佐倉市の視察を実施した。

【佐倉市概要】

佐倉市は、千葉県北部の印旛地域にあり、都心から約 40km、成田国際空港から約 15km に位置し、人口約 17.5 万人、面積 103.7 km² の市。千葉県内では習志野市に次いで第 10 位の人口規模である。国際観光モデル地区に指定され、城下町の町並みは日本遺産に認定されている。



【調査項目】

1. 「市街化調整区域土地利用方針・地区計画ガイドライン」の策定について

(1) 策定の目的

区域区分制度は、市域の市街化を促進すべき「市街化区域」と市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に二分するもので、都市計画の根幹として、優良な農地や豊かな自然環境の保全や、計画的な市街地整備を進めるうえで大きな効果を発揮してきた。

しかし、近年の少子化に伴う人口減少や急速な高齢化の進行、経済情勢の低迷など、都市を取り巻く状況の変化に伴い土地利用のあり方も変化しており、市街化調整区域においては、土地利用規制による既存集落の人口減少や、インターチェンジ周辺などの産業適地の開発抑制等の課題が見受けられる。

また、市域の7割以上を市街化調整区域が占める佐倉市においては、特に産業分野において市の活性化につなげるため、市街化調整区域の適正な土地利用を誘導することが必要である。

これらの課題に的確に対応し、市街化調整区域における土地利用の適正化を通じて、地域の活性化を図るため、「市街化調整区域における土地利用方針」及び「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を定めるものである。

(2) 方針の位置づけ

「市街化調整区域における土地利用方針」は、佐倉市総合計画、佐倉市都市マスタープラン等の上位計画に定められた土地利用方針を補完する方針であり、

「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」は、土地利用方針実現のために、地区計画を誘導するための市の運用基準となる。

2. 市街化調整区域における土地利用方針

(1) 基本的な考え方

市街化調整区域は、都市計画法第7条において「市街化を抑制すべき区域」として位置付けられている。市街化調整区域では、区域内の開発を許可制として、市街化調整区域内で行う必然性を有し、一定の宅地水準を確保したものに限り開発を認めていくことで、無秩序な市街化を抑制するとともに、優良な農地や豊かな自然環境の保全を図ってきた。

計画的な市街地形成に効果を上げてきた市街化調整区域内の土地利用規制であるが、一方で、区域内一律の運用が硬直的であるなど課題も見受けられる。佐倉市総合計画においても、「市街化調整区域では、過疎化・少子高齢化が進み地域コミュニティへの影響が懸念され、活性化を図ることが急務である」といった課題が挙げられている。また、佐倉市の土地利用の基本的な方針である佐倉市都市マスタープランでは、今後の少子高齢・人口減少社会を見据え、市街化区域の拡大を抑制しつつ、市街化調整区域の有する課題に対応するため、開発許可基準の緩和や地区計画等の手法により、適正な土地利用の誘導を図ることとしている。

これら都市計画法の理念や市の上位計画の方針をふまえ、今後の市街化調整区域の土地利用にあたっては、市街化を抑制すべき区域としての基本的な性質を尊重し、開発行為抑制の原則を維持しながら、市街化調整区域の有する課題の解消につながる土地活用を許容していくことで、適正な土地利用の誘導を図ることとする。

(2) 市街化調整区域の課題と対応方策

市街化調整区域では土地利用に関して様々な課題が指摘されているが、これらは大きく規制（保全）と誘導（活用）に分けることができ、土地利用誘導（活用）上の課題としては、佐倉市では次の4点に集約されるものと考えられる。

- ① 土地利用規制による既存集落の人口減少
- ② 市街地周辺における秩序ある土地利用の誘導
- ③ インターチェンジ周辺等の産業適地の開発抑制
- ④ 公共公益に資する開発行為の取扱い

この方針においては喫緊の課題に取り組むため、市の活性化につながる土地利用誘導（活用）に関する方針について整理する。

① 土地利用規制による既存集落の人口減少への対応

佐倉市でも市街化調整区域の既存集落では、土地利用の制限により新たな人口の流入が見込めず、規模が縮小している集落が見受けられる。これらの集落では人口減少と同時に、高齢化に伴う年齢構成の偏りが課題となっているため、市では条例により集落の維持のために必要な区域を定め、区域内への定住を希望する方の自己居住用住宅の建築を可能とすることで、定住人口の増加と既存集落の活性化を図るための仕組みづくりを行っている。また、集落の日常生活の維持に必要な生活利便施設については、開発許可の基準において立地が認められている。今後とも既存集落の課題の解消に向けて、条例及び開発許可による対応を図る。

② 市街地周辺における秩序ある土地利用の誘導への対応

市街地縁辺部には、開発圧力の高まりから無秩序な市街地の拡大（スプロール化）が起りやすい状況がある。

佐倉市でも、市街化区域に隣接・近接する地域について、都市計画法に基づく区域指定制度により、隣接する区域と一体化した市街地の整備を図ることとしたが、道路・排水設備等の公共施設整備が不十分な一部の地区において開発が計画され、自然環境の喪失や既存道路への過大な負荷など、開発区域周辺の住環境への影響が危惧され、市の新たな公共投資を求められる状況が生まれた。

そこで、このような事態に対応するため、平成21年度の「佐倉市開発行為等の規制に関する条例」の改正により、市街化調整区域における規制を緩和する区域指定制度を廃止した。今後もこの方針を堅持しながら、適正な区域区分制度の運用を進めていく考えである。

また、既に市街化が進行している地域においては、区域区分の見直しにより適切な市街地規模への誘導を図る。

③ インターチェンジ周辺等の産業適地の開発抑制への対応

現行の開発許可制度は、市街化調整区域一律の規制となっているため、インターチェンジ周辺や幹線道路の沿道等、立地条件を活かした土地活用や産業集積が進むべき拠点であっても開発が抑制されている。既成市街地の購買力の流出や周辺の交通渋滞を引き起こすなど、都市機能に大きな影響を与える大規模集客施設については、歩いて暮らせるまちづくりを目指す佐倉市都市マスタープランの考え方に反するため、市街化調整区域への立地は抑制すべきであるが、産業関連施設や観光施設など市街地の拡大につながらず、市の上位計画に位置付けられたものについては、佐倉市の活性化を図るため、立地が認められる必要がある。

これらのうち個別の許可基準に該当するものについては、開発許可制度の運用により対応する。個別の開発ではなく一定の面的広がりを有し、市街地の拡大につながらないなど法令及び市のまちづくりの方針に適合するものについては、地区計画により対応を図ることとする。

④ 公共公益に資する開発行為の取り扱い

法改正により、これまで開発許可不要とされてきた、公益上必要な一定の建築物についても、施設の適正配置の観点から開発許可が必要となった。この法改正は、これらの建築物についても、今後の高齢社会の中で多くの人々にとって便利な場所への立地を誘導することが必要との考え方に基づき、まちづくりの観点から立地の可否を判断するためになされたものである。また、道路や鉄道などの公共インフラについては、今後もその重要性を増していくものと考えられ、これらの整備と合わせて市街化調整区域で行われる面的開発事業については、市街地間の交通アクセス性の向上に資するとともに、既存集落の活力維持につながることが期待される。

これらの開発行為について計画的な立地誘導が図られるよう、個別の施設の立地については開発許可制度により対応を図ることとし、面的開発事業については千葉県が定める人口フレームとの整合や公的計画への位置づけなどを経て、地区計画による対応を図る。

2. 「市街化調整区域における土地利用方針」の策定について

市街化調整区域で想定される課題を解決するため、6つの土地利用の方針を定めた。

① 既存集落の活性化

- ・ 想定される土地利用上の課題：
土地利用規制による既存集落の人口減少
- ・ 土地利用誘導の考え方：

市街化調整区域において新たな開発が制限されていることも一因となり、農村地域の既存集落では、住民の社会増が見込まれず人口の減少と活力の低下が問題となっている。一方で、定年退職後に営農を希望する方や、自然に囲まれたゆとりある住環境に魅力を感じる方がいても、現行の土地利用規制の下では対応ができない状況があった。

既存集落を維持していくためには、年齢構成の偏りや人口の自然減少も考慮し、現況規模を維持していくのに必要な範囲内で、転入者の自己居住用住宅の建築が認められることが必要である。

現在、南部地域の指定区域において、自己居住用住宅の建築を可能とする、条例による開発許可基準の緩和が行われている。南部地域と同様に集落規模の縮小など、今後、維持が困難となることが予測される集落の区域を限定し、条例により開発許可基準を緩和することで、既存集落の活性化を図る。

② 市街地周辺におけるスプロール化の防止

- ・ 想定される土地利用上の課題：
市街地周辺における秩序ある土地利用の誘導
- ・ 土地利用誘導の考え方：

市街地縁辺部については、開発圧力の高まりから無秩序な市街化の進行が懸念される。

かつて佐倉市においても、市街化区域に隣接する一定の区域について、既存宅地制度の廃止に伴って区域指定制度が導入されたが、公共施設整備が不十分な一部の地区において、自然環境の喪失や既存道路への過大な負荷など、開発区域周辺の住環境への影響や、新たな公共投資が必要となるなどの理由から、平成21年度に制度を廃止し、経過観察をしてきた。

制度自体は廃止したが関係権利者の権利擁護のため、経過措置として自己居住用の住宅に限り建築を認めることで、無秩序な市街化の抑制を図っている。またこの間、人口減少や少子高齢化が課題となっている南部地域

を対象とした、条例による開発許可基準の緩和が行われ、既存集落の維持・活性化につながる自己居住用住宅の建築を可能としている。

今後は制度廃止の影響を分析するとともに、条例による開発許可基準の緩和の効果を検証し、市街地の周辺における無秩序な市街化を抑制しながらも市街地に近い既存集落の維持が図れるよう、条例による対応について具体的な検討を進める。

また、市街地に接する区域で、必要な公共施設水準と人口密度水準を満たした区域については、市街化区域への編入について検討を行う。

③ インターチェンジ周辺の土地利用の推進

- ・ 想定される土地利用上の課題：

インターチェンジ周辺等の産業適地の開発抑制

- ・ 土地利用誘導の考え方：

東関東自動車道佐倉インターチェンジは、佐倉市と成田国際空港、県都千葉市、東京都心部とを結ぶ当市の玄関口と言える。またインターチェンジの周辺には、複数の工業団地が位置しており、これらとの連携性も含め、当市の産業誘導拠点として高い土地利用の可能性を有している。

しかし、現在、インターチェンジの周辺は、山林、荒地等の低未利用地に囲まれており、広域交通拠点としてのポテンシャルを十分に活用できていない状況にある。

このため、インターチェンジ周辺については、地区計画の策定による周辺環境と調和した産業関連施設の計画的な誘導を図る。

また、「地域振興を図るための工場」の提案基準について、成田市、酒々井町が千葉県開発審査会の同意を得ているが、佐倉市においても本基本方針に基づき、同提案基準を活用出来るよう千葉県と協議を進める。

④ 既存工業団地と連携した土地利用の推進

- ・ 想定される土地利用上の課題：

インターチェンジ周辺等の産業適地の開発抑制

- ・ 土地利用誘導の考え方：

佐倉市南部には第一、第二、第三、熊野堂の四つの工業団地が存在する。また、千葉市との境に位置する西御門地区には、研究開発型の産業用地であるちばりサーチパークがあり、これらの工業団地は、市の産業拠点として多様な業種の産業集積が図られているとともに、東日本大震災以降は安全性の高い内陸型工業団地としてその評価が高まっている。

既存工業団地に接する市街化調整区域及びちばりサーチパークにおい

ては、一定の企業集積が進んだ段階での市街化編入を前提に、地区計画の策定により、既存の産業集積との連携性を活かした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図る。

⑤ 幹線道路沿道の土地利用の推進

- ・ 想定される土地利用上の課題：
インターチェンジ周辺等の産業適地の開発抑制
- ・ 土地利用誘導の考え方：

本市南部地区を東西に横断する国道51号は、成田空港と千葉市を結ぶ広域幹線道路として多くの人と物とが行き交っている。また、千葉県開発審査会提案基準における指定路線となっており、物流施設等の流通業務施設が立地可能となっている。

国道51号沿道については、開発許可及び地区計画の策定により、並行する東関東自動車道佐倉インターチェンジとの接続性や広域交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図る。

⑥ 上位計画に位置付けられた公益に資する事業の推進

- ・ 想定される土地利用上の課題：
公共公益に資する開発行為の取扱い
- ・ 土地利用誘導の考え方：

市街化調整区域においても、住民の生活に資する公共公益施設の整備が求められている。これらの施設は人の集まる拠点ともなることから、特に市街化調整区域においては、適切に配置されることが必要であり、法改正によって一部の施設は開発許可の対象となっている。

また、市域の7割以上を市街化調整区域が占める佐倉市では、市街地と農村集落とのアクセス性の向上や生活利便性の格差解消が課題となっている。これらの課題の解消に資する公共施設の整備を伴う計画的な土地利用の誘導が、地域の既存集落の維持、そして市の活性化につながることを期待される。

学校、病院、社会福祉施設等の公益施設の立地にあたっては、開発許可基準に従い適正な立地を促す。また、国、県、市の計画に、道路や鉄道等の公共施設の整備を伴う面的開発事業の位置づけがなされた場合には、上位計画の位置づけに対応した地区計画の策定を通じて、適正な土地利用の誘導を図る。

【所 感】

・佐倉市は、市域の7割が市街化調整区域であり、道路インフラの整備や鉄道駅周辺の開発が進む中で、土地利用に関する課題が顕在化していた。そこで、市街地周辺の市街化調整区域の活用方針について、「歴史 自然 文化のまち」としてのガイドラインを平成26年に定められた。

大津市でも平成21年に「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を策定し、市街化調整区域での宅地利用などについて、地区計画の制度を周知しているところである。

くわえて、今後は、新名神大津SICの新設や、国道161号湖西道路の拡幅、延伸などを見据えて、さらなる企業誘致にむけた施策の検討も必要であり、今後策定される立地適正化計画とあわせて、長期的な視点で市街化調整区域の有効活用をはかることが重要であると認識した。

・人口減少対策の一環として、平成19年市長当選時における市長マニフェストにより平成26年度に策定し、IC周辺の土地利用を念頭に産業立地誘導に取り組みられてきた。着手した経緯については、市長マニフェスト実行推進の上においても、国交省から招聘した副市長リーダーシップの影響があったとのことであった。大津市としても長年、国からの招聘を行ってきたところであるが、本年度より外部登用はなくなり政策立案等執行部の対応を注視していかなければならないと感じた。また、担当職員が中心となって各課横断的に取り組まれていることについては、大津市としても検討に値すると感じた。

-市街化調整区域における土地利用方針の詳細について-

都市マスの補完的な観点から既存集落の減少等を考慮し、IC周辺の無秩序な開発を抑制し、里山や斜面地域の減少等にも鑑み、調整区域内においても一定条件を満たせば住宅建築を可能とするなど、スプロール化を抑制することに取り組まれていることについて、大津市としても検討に値すると感じた。

-市街化調整区域における地区計画ガイドラインの詳細について-

累計の見直しを図りつつIC周辺への立地誘導については、行政として積極的にPRすることなく、民間事業者とWinWinな関係の基事業展開を図っておられ、3件の問い合わせの中から2件を採択し、事業策定を図られようとしている。しかしながら、計画地域にあっては土地形状の高低差が著しく事業展開にあっては、課題解決に困難が予想されるであろうということであった。

民間事業者の取り組み指導については、行政として指導範囲に限界を感じざるを得ないところであるが、大津市においても今後新名神スマートICが設置されることを鑑み、佐倉市の動向を注視しつつ慎重に取り組まなければならない

だろうと感じた。

・産業の活性化を主な目的として市街化を抑制すべき市街化調整区域において、土地利用規制の一律硬直的な運用を見直し、都市を取り巻く状況の変化に応じ、土地利用の可能性を高めていることに注目した。同時に市街化調整区域内の土地利用については市民や民間などからの提案制度を採用するなど、産業の活性化という目的の達成に資する仕組みが構築されている。

とくにインターチェンジなどの周辺は、物流の結節点として産業適地であるにもかかわらず、従前の市街化調整区域に該当する場合にはおのずと開発が抑制されてきたことを課題と捉え、当該地域における適正な土地利用を促すことにより、都市機能の適正配置にもつながり、その開発効果が都市全体に波及するものとする。

現在、大津市においても新名神高速道路の出入口やパーキングエリアの建設が予定されており、佐倉市の取り組みを参考にし、産業適地の更なる開発ならびに利用の促進と都市機能の適正配置により一層の産業活性化の可能性が高まるものとする。

・この政策を押し進められるのは、市域の7割以上を市街化調整区域が占めるといふ佐倉市固有の環境も大きいと思われる。また、高速道路のインターチェンジ周辺の環境を比べてみても、大津市では既にまとまった規模の産業適地を確保することは難しく、佐倉市の取り組みは地方分権の時代にふさわしいものではあるが、残念ながらすぐに大津市の政策に反映させられるものでもないと感じた。

・佐倉市の『持続可能なまち』を創造するためには、佐倉市総合計画のキーワード「歴史 自然 文化」を使うことにより、市民一人ひとりの「佐倉への思い」をつながっている。

この命題が、今回の視察である佐倉市市街化調整区域（土地利用方針、地区計画ガイドライン）の説明に取り組みされたものと印象を受けた。

都心や成田空港へアクセスの良い立地条件を活かし、自然環境に恵まれ、商業施設、文化機関が充実し、医療機関も整っている。この魅力的な地域で、佐倉第一・第二・熊野堂工業団地には先端技術産業の研究開発施設、製造業の工場、物流拠点が集積している。大津市と比較しては、工業団地、拠点の観点としては、滋賀県下では大津市以外の他の市町村に散在しており、直接取り組む要件ではないと認識した。

市街化調整区域の土地利用規制による既存集落型の活用において、人口減少を抑制する方策が、佐倉市、本市とも計画が始まったばかりで、土地利用規制（保全）の課題、土地利用誘導（活用）の課題は、今後、段階的に様々な観点から

発生してくると思われた。

・立地を検討される皆様に佐倉市の魅力的な立地条件や充実した支援制度など全面的にバックアップし、きめ細かく対応されているところが、素晴らしい取り組みだと感じた。

湖誠会 会派行政視察報告書

令和元年8月2日(金)
栃木県宇都宮市(宇都宮市役所)

「第2次宇都宮市観光振興プラン」について

○調査項目

1 はじめに

●現在の観光は、単に旅行やビジネスなどで観光地を訪ねるだけではなく、趣味や嗜好、医療や健康、農業体験、更には移住など個々の多様なニーズに応じて、自らが企画する個人又は小グループ型の観光へも裾野が広がっている。

このことは、自己の欲求を満たすことに対して我慢せず、価格や場所、時間等にもとらわれず、「よりよいもの」を求める傾向を示している。

観光の形態が団体から個人へと大きく変わった今日では、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という※1)等の普及や発展といった後押しもあり、「自分なりの付加価値」を求め、体験型や交流型の要素を取り入れた旅行を楽しむ人が増加している。

こうした観光ジャンルを取り巻く社会情勢は、交通・飲食・宿泊・買い物など観光産業ばかりでなくあらゆる産業が観光誘致の素材であることを示している。

また、国が推進するビジット・ジャパン事業(※2)により、訪日外国人は国が想定している伸び率を超えており、2020年の夏季オリンピック・パラリンピック東京大会関係による相乗効果もあり、地方においても経済効果があり軽視できない現状である。日本国内において、地域の様々な観光素材を活用した体験や交流を中心とした着地型観光の推進が図られて、全国いたるところで観光客の誘致合戦が繰り広げられている。

(※1) インターネット上、会員制のサービス、サービスを提供するウェブサイト。
Twitter Facebook など

(※2) 訪日外国人旅行者の増加を目的とした訪日プロモーション事業

●大津市においては、平成21年に対象期間を8年間とする「大津市観光交流基本計画」を策定したが、環境の移り変わりに臨機応変に対応するために、平成29年度から令和2年度までの4年間を対象期間として「大津市第2次期観光交流基本計画」を策定し、各種施策に取り組んでいるところである。

●こうしたことを踏まえ、観光を一つの産業として捉えた「宇都宮市観光振興プラン」を策定され、取り組んでおられる宇都宮市を訪問し、今後における大津市の観光施策の参考にするため、行政視察を実施したものである。



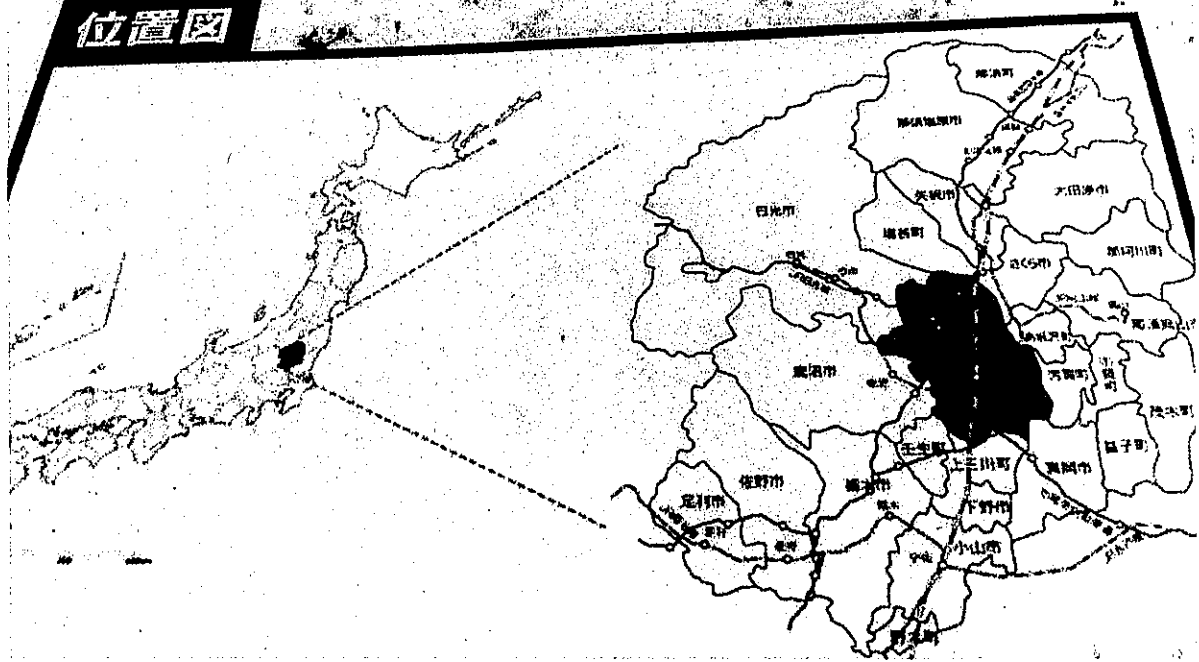
2、宇都宮市の概要について

宇都宮市は、東京から北へ100キロメートル、栃木県のほぼ中央に位置し、同県県庁所在地であり、中核市でもある。市の面積は416.85km²（2019（平成31年）3月1日現在）で、地形的には、北西に遠く日光連峰を望み、近くは大谷、古賀志、鞍掛の丘陵が伸び、東に鬼怒川の清流、中央に田川、東南には関東平野が開け、美しい自然に恵まれている。

人口は、2019（平成31年）4月現在で518,470人となっているが、近年、人口減少傾向で推移している。一方世帯数については、2019（平成31年）4月現在、225,591世帯で、近年、増加傾向にあり、核家族化や一人暮らし世帯が増加していることが推測される。

産業は、平成27年の産業別就業人口をみると、事業所数および従業員数ともに、卸売・小売業など第三次産業が主であり（産業全体構成約73%）、第二次産業である建設業、製造業は、産業全体構成のうち約25%となり、第一次産業である農林漁業は、非常に少ない割合である。

位置図



3 「第2次宇都宮市観光振興プラン」の概要について

(1) 計画の策定と目的について

① 計画策定の背景（経緯）

平成16年3月に「宇都宮都市観光振興プラン」を策定し、市内の名所旧称や自然景勝地等の観光資源とともに、都市そのものの魅力や生活、文化、遊び等を観光資源とした「都市観光」の視点による観光振興を推進されてきた。

また、平成25年4月には「宇都宮観光振興プラン」を策定し、様々な観光施策に取り組まれた結果、同市の観光入込客数及び宿泊者数は着実に増加した。

このような中、国や県による観光立国・観光立県を掲げた積極的な施策の推進し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や2022年のとちぎ国体の開催など、観光を取り巻く環境の変化や観光振興に吹く追い風を的確に捉え、更なる観光振興を図るため本プランの策定に至った。

計画策定の経緯・体制 チャート

平成 16 年 3 月「宇都宮都市観光振興プラン」



平成 25 年 4 月「宇都宮市観光振興プラン」



平成 30 年 3 月「第 2 次宇都宮市観光振興プラン」

※前回プランより 5 年経過、社会情勢、観光を取り巻く環境の変化

○観光に対するニーズの多様性 ○旅行形態の変化 ○オリンピック開催



政策の体制づくり



行政（市役所内）

有識者による外部組織



※観光部門、農業部門、
文化部門、スポーツ部門



大学教授

調整・整合

観光事業者

各担当部長 対話 連携



関係団体



公募委員

各担当課長 対話 連携



各担当係長 対話 連携

4.基本戦略について

「観光交流未来都市・うつのみや」の実現

基本方向を具体化するための 4 つの「基本戦略」

- ・基本戦略① 「宇都宮らしさを追求した観光資源の磨き上げの強化」
- ・基本戦略② 「戦略的な情報発信とプロモーションの推進」
- ・基本戦略③ 「県内観光のハブ機能の強化及び周辺都市との広域の連携強化」
- ・基本戦略④ 「官民一体となったおもてなしの充実」

本市の地域資源の魅力を持続して、そこから生じる観光需要を確実に獲得できる体制づくりを進める。また、一連の活動が確実に行われるための受入ができる環境を作り、対外的には観光資源を効果的に発信するとともに、市外の様々な都市や企業などとの連携を通じて、観光需要を一層喚起する。そのためには、本市観光振興の担い手である市内の様々な主体となる力を一つにする。

・基本戦略①「宇都宮らしさを追求した観光資源の磨き上げの強化」

(主要施策) ①宇都宮ブランドの確立

- ②大谷地域の再生
- ③観光交流拠点の魅力向上
- ④個性あるツーリズムの推進

宇都宮ブランドの確立

宇都宮らしさを表現するブランドメッセージとして生まれた

「住めば愉快だ宇都宮」。

宇都宮は「愉快」をキーワードに、楽しく愉快なまちへと進化する。

3つの「リーディングプロジェクト」をフル活用していく

(イ)「餃子の魅力」⇒「餃子で愉快な宇都宮」

宇都宮市の観光における最大の食資源は、餃子。認知度は9割を超え、全国的にも有名。

餃子の年間支出額 全国1位(2013年) (総務省 家計調査品目別データより)

※2010まで15年間連続日本一。その後2年間、第1位を明け渡すが2013年日本一を奪還。

「餃子のまち」⇒「おいしい」「たべたい」餃子 ⇒「愉快なまち宇都宮」

○宇都宮市は、餃子を提供する店は300店以上、そのうち(協)宇都宮餃子会約80店加入。

「焼き」「水」「揚げ」、店主のこだわりにより「宇都宮餃子」の味が違う。毎年11月第1土日、「宇都宮餃子祭り」開催。2018年、2日間で約15万人の来場者にて大盛況であった。

○「餃子の魅力」

(事業概要)

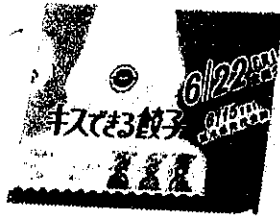
- ・宇都宮市では、餃子と他の観光資源を組み合わせた企画商品の開発
 - ・餃子をイメージした空間演出による新たな観光スポットの創出
 - ・餃子の映画や人気スポットを活用した餃子ツーリズムの促進
- ※「餃子とキス」がコラボレーションした地方創生映画が、平成30年6月公開された

『キスできる餃子』（宇都宮でロケ。地域活性化のひとつになった。）

(関連事業)

- ・「宇都宮餃子」ブランドの向上
- ・新たなツーリズムの創出
- ・メディアの活用促進
- ・国内外での顧客プロモーション
- ・新幹線沿線都市との連携
- ・観光事業者への講習会の開催
- ・市民のおもてなし意識の理解促進
- ・案内表示等の受入環境の向上

宇都宮といえば「餃子」。
その餃子とキスがコラボレーションした地方創生ムービーが
平成30年6月に公開されました！



主演：足立梨花

主題歌：
チャラン・ポ・ランタン



オール宇都宮ロケ
地域活性化



(ロ) 「大谷の魅力」 ⇒ 「大谷が愉快だ宇都宮」

○平成30年度 大谷石文化が日本遺産に認定される

宇都宮市の北西部約8kmに位置する「石の里 大谷」。

平和観音（大谷石で造られた高さ27mの巨大観音像）、大谷観音（日本最古の石仏）、天狗の投石、親子がえるの観光スポットは有名。

そこで採掘される大谷石は、軽くて軟らく加工しやすく古くから蔵や塀などの石材として使用されて、現在でもその石の温かみから、おしゃれな店の壁材やバー・カフェ等で提供されるコースターなど様々な用途で使用されている。

（事業概要）

- ・近年、大谷エリアは観光拠点として、観光客が増加している。
そのため、『テーマ』として「今、ふたたび色づく大谷をより鮮やかに」を掲げている。
- ・観る・食べる・遊ぶ・泊まるといった観光機能の創出
- ・観光施設の誘導促進に向けた開発許可基準の弾力化
- ・歴史や魅力を伝える専門性の高いガイドの育成・活用
そして、世界に誇れる観光地域「大谷」をアピールする。

(関連事業)

- ・観光空間の磨き上げ
- ・大谷石文化の活用を通じた観光振興
- ・魅力あるアクティビティの創造
- ・メディアの活用促進
- ・国内外での顧客プロモーション
- ・県内市町との連携によるハブ機能の強化
- ・市民のおもてなし意識の理解促進
- ・ボランティアガイドの育成・支援

(ハ) 「スポーツの魅力」⇒「観れば愉快だ宇都宮」「走れば愉快だ宇都宮」

● 「プロスポーツのまち宇都宮」

宇都宮市をホームタウンとするプロチーム。

(自転車ロードレース) →宇都宮ブリッツェン

※ 国内初の地域密着型自転車プロロードレースチーム。

毎年10月、当地開催のジャパンカップロードレースを盛り上げる

(サッカー) →栃木SC

※ プロサッカーリーグ(JリーグJ2)に参戦。

(バスケットボール) →バスケットボールリーグ(Bリーグ)に参戦。

● 「自転車のまち宇都宮」

暮らしに溶け込む自転車利用

宇都宮市は「自転車のまち推進計画」を策定し、

ひと、環境にやさしい自転車のまちづくりをしている。

(一) 自転車走行空間の整備

道路状況を踏まえて自転車専用通行帯の整備

市道に整備した自転車空間は、総延長45.8km

(自転車交通量、事故件数の状況を把握して優先的に整備)

(二) レンタサイクル事業

市営駐車場8か所で、普通自転車と電動アシスト自転車の貸出は平成29年度、約4万6千人の利用者であった。

(三) 「宮サークルステーション」「自転車の駅」の設置

- JR宇都宮駅西口→(スポーツバイクのレンタルやシャワー・ロッカーの設置)
- サイクルルート沿い公共施設、観光施設、コンビニエンスストアに「自転車の駅」54か所設置

(四) ジャパンカップサイクルロードレースの開催など

- 「ジャパンカップ」は、毎年10月、宇都宮市森林公園で開催。例年約10万人の観戦。
アジア最高クラスのワンデイ自転車ロードレースで、世界トップレベルのプロ選手を近くで観戦できる。
「ジャパンカップ」前日の市内大通りを周回する「クリテリウム」が開催され、2018年は27回目の開催で13万2千人の観戦であった。
「シクロクロス」は、毎年12月、オフロードの周回コースで、道の駅うつのみやろまんちっく村で開催される。年間を通じて「自転車のまちうつのみや」を実感できる。

◎多くの人々がスポーツと触れ合う機会を創出して、さらなる交流人口の拡大を図る。

- ・基本戦略②「戦略的な情報発信とプロモーションの推進」

国内プロモーションの強化

- 宇都宮ブランドのフル活用

観光資源「餃子」や特異な景観「大谷」、国際大会の開催など知名度やブランド力の向上に質問する

「スポーツ」及び「カクテル」⇒「食べて、観て、飲めば愉快的な宇都宮」、

「ジャズのまち」⇒「聴けば愉快的な宇都宮」、

「宇都宮農産物のブランド（いちご・トマト・アスパラガス・梨・しいたけ・宇都宮牛）」 ⇒「食べて愉快的な宇都宮」

- インバウンドの推進

観光パンフレット・観光PR用シート・宇都宮観光コンベンション協会ホームページや「宇都宮市観光アプリ」でも多言語化（英語・中国語・ハングル）し海外の旅行会社・マスコミ・ブロガーを栃木県に招聘することで、宇都宮市の観光・宿泊施設を体験して

もらう、また、関東地方で広域の周遊7ルートを作成し、海外からの誘客を図り、更なる広域連携によるインバウンド誘客の促進を図る。栃木県への宿泊の多い台湾・タイにプロモーションを開始し、現地旅行会社・マスコミと連携した旅行商品の造成や現地での情報発信を実施していく。

そして、外国人向け観光公衆無線LANの環境整備（効果的あ観光情報の推進）

●宇都宮市の玄関口（宇都宮市観光案内所・JR宇都宮駅東口駅前広場・道の駅うつのみやろまんちっく村）において、公衆無線LANサービスを提供して、外国人等旅行者へのおもてなしの充実や受入環境の向上を図る。

来訪者の滞在時間や回遊性の向上による地域経済の活用化に向けて、新たな観光アプリを作成した。その上、駅では、Wi-Fiを整備し終えている。

・基本戦略③

「栃木県の観光のハブ機能の強化及び周辺都市との広域連携の推進」

●栃木県には有名な観光地日光があり、県外、国外からの観光客を宇都宮市で単に交通の通過の位置にするのではなく観光のハブ機能として活かしていく。新幹線の駅であり基幹都市として、広域に連携を強化していく。

・基本戦略④

「官民一体となったおもてなしの充実」

●市民・事業者のおもてなし意識の向上

※ 「餃子」を日本一食べているとアピールして「まちおこし」をした行政サイド、事業者、そして市民の熱意、本気度のおもてなし理解意識の向上をしていく。

●国内外からの観光客受入体制の整備、観光ボランティアガイドの育成。

《近年の取り組み》

DC（デスティネーションキャンペーン）開催

●3年間にわたり、JR6社による国内最大級の観光キャンペーンで、全国の駅でのポスター掲示やテレビコマーシャル等の広告宣伝、旅行会社に対する商品造成に向けた促進販売活動の展開をしている。

◎地域が一体となって、観光地づくり推進をしている。

平成29年度～31年度 DC開催

具体的には、餃子通りの整備、餃子像の装飾、大谷ライトアップ、大谷くるくるバス

餃・ジャ・カ チケット（餃子を食べ、ジャズを聴き、カクテルを飲む、愉快的チケット）

5 所 感

近年、人口減少が全国的に進行する中で、滋賀県も人口減少社会の局面を迎えており大津市も決して例外とは言えない。この人口減少傾向は、労働人口の減少と消費市場の縮小により経済活力を低下させ、特に少子高齢化による人口構造の変化は、現役世代の社会保障負担を増やし、消費量の落込みを通じて経済のさらなるマイナスの影響を与えることになる。そして、税収の低下により財政や金融市場をはじめ、あらゆる分野に悪影響を与える可能性がある。

今回、視察した宇都宮市においては「第2次宇都宮市観光振興プラン」を平成30年度から令和4年度までを計画期間と定め、4つの基本戦略を設定し、各戦略において主要施策を掲げている。

そして、具体的な数値目標を設定し、市民・地域・観光関係団体・観光事業者・同市コンベンション協会・行政がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携して「オール宇都宮」を推進しているところである。

「第2次宇都宮市観光振興プラン」において、「観光交流未来都市・うつのみや」の実現にむけて、基本となる指針（戦略）を明確に掲げている。

まず、「宇都宮らしさ」を観光資源にフル活用している。「食べて（餃子・いちごをはじめとする農産物／地産地消）、飲んで（カクテル）、聴いて（ジャズ）、そして観て（大谷エリア散策、スポーツ観戦（プロ自転車ロードレース、サッカー、バスケットボール）、その体験が、キーワードである「愉快的まち宇都宮」をアピールしている。宇都宮に住んでいる人も、交流に来られた宇都宮以外の人々も一体で、熱意で盛り上っている。その根底にあるのは、宇都宮に関わる人々による「（前述の「オール宇都宮」の《お・も・て・な・し》の向上であると推測される。

大津市においては、観光客は年間1,200万人を超えているが京都や大阪の観光客が溢れ出たような形で増加しているのが現状である。琵琶湖や世界文化遺産の延暦寺、三井寺、日吉大社、石山寺、建部大社などの古社寺をはじめ、多くの文化財や史跡などの観光資源が多く、市町村単位での国指定文化財保有件数は、京都市、奈良市に次いで、全国で3番目に多いが、観光客のうち宿泊、滞在者は約150万人前後と少なく、滞在時間においては、日帰りの大津市への来訪者が3時間未満と他地域と比較しても短い状況である。（平成26年大津市観光動態調査より）

今後、大津市において、まず、現状の姿を掴み、観光資源を活かして、まちづくりを起こしていくことが如何に大事であるか、市民にしっかり説明し、観光の魅力や受入れ環境などを行政、観光事業者、観光関係団体、市民が一丸となり取り組んでいくことの重要性を再認識した。

今回、宇都宮市における観光振興施策を視察して、大津市においても、参考にできるところが多くあった。観光資源の活かし方、関わっている人々、組織の団結、熱意、おもてなし精神等。大津市民憲章にある自然（琵琶湖）を活かし、豊かな文化を財産にして、今の時代にふさわしい風習を守り、あたたかい気持ちで大津市に来訪者を受け入れる。よって、観光施策ではおもてなし向上が大変重要であると感じた。

・-第2次宇都宮市観光振興プラン」の策定経緯について-

インバウンド対策として過去には海外戦略を行ったが期待した成果は感じえず、来訪外国人に対して国内資源を活用した方策を検討し取り組みを進めてこられたとのことであった。大津市にあっても様々なインバウンド対策を実行しているが、再検討をすべきであると感じた。

-基本戦略Ⅰ～Ⅳ」の具体的な取り組みについて-

宇都宮市を素通りして、日光市や那須方面へ向かう観光客をどう引き留めるか等について近隣都市との連携を模索されていることについては、大津市としても草津市との景観連携等を通じて、近隣都市とのさらなる連携を図るべきであると感じた。

-第2次宇都宮市観光振興プランの推進について-

観光客の動態や消費額等を、QRコードを使ったデータ分析を用いた外国人等の観光客の行動把握に努め、餃子だけではなく民間事業者との連携を深めつつ「宇都宮市おもてなし日本一」を目指されていることについては、大津市としても検討に値すると感じた。

・宇都宮市における観光の課題は、観光地として国際的に有名な日光市が近接することから多くの観光客が宇都宮市を通過する傾向にあることである。このことから宇都宮市内における滞在時間をいかに増やし、様々な観光関連の消費を促し、市内の経済活性化につなげていくのかが必要であると考える。

現在、宇都宮市は「餃子のまち」としての地位を確立しており、この強みをさらに伸ばす取り組みを官民そして市民と連携を図りながら行い効果を上げている。また、著名なジャズ奏者やバーテンダーの出身地や居住しているなどの縁を生かし、ジャズやカクテルを新たな市の強みと位置づけ、積極的な取り組みを進めている。

また、AI やビッグデータ解析などを積極的に取り入れ、観光客の動態を科学的に分析し、より効果的なセールス活動を展開している。

現在、大津市は観光分野に積極的な財政を投入している。しかしながら宇都宮市と同様に国際観光都市である京都市が隣接していることから、大津市に長期滞在する観光客が極めて少ないことが課題である。

このことから、宇都宮市の AI などを活用した観光客の動態分析の取り組みを参考にし、大津市においても科学的分析からもたらせる結果を鑑み、より効果の高い分野に集中して財政投入を行うことが重要であると考えます。

・宇都宮市は、北関東最大の都市であり、人口約 52 万人を擁する中核市である。しかし、観光面では、新幹線駅があるにもかかわらず、日光市などへの通過都市という状態であった。そこで、平成 25 年には、宇都宮観光振興プランを策定し、餃子、JAZZ、バスケット、自転車など持てる素材を活用して、観光誘客に取り組まれた。結果、平成 30 年度は、いずれも過去最大となる 1500 万人以上の来訪者数と 160 万人以上の宿泊者数であり、平成 24 年度に比べて、それぞれ 20%前後の増加となった。

大津市は、京都に隣接することから、インバウンド増加の影響で、宿泊客数が増加した時期もあったが、近年は、京都市の客室数増加による影響も懸念される。

また、宇都宮市と異なり、大津市の観光を目的とした誘客が必要となるため、いっそうの PR が必要と考える。

また、宇都宮市と同様にプロバスケットボールチームを活用した長期的な計画や JR が実施する DC への働きかけを滋賀県や京都市とともに進めることも有効であると認識した。

・既に定着した観光資源である餃子をベースとして、ジャズやカクテルのまちとしても一定の知名度を獲得したことに満足せず、日本遺産やロードレースのようなイベント、プロスポーツなど、多様な分野に拡大して展開させていく観光施策は見事である。

一方で大津市の観光施策に目を転じると、全国で3番目に多い文化財の数々や比叡山延暦寺のような世界遺産もありながら、それぞれが有機的に連携せず全国レベルの知名度に至らないのは誠に残念である。

個々の観光資源を連携させ相乗効果を得るには、観光振興計画の策定の段階から専門的知見を導入し、大津市の特性に最適な戦略を構築することがまず必要と感じた。

・平成30年度に策定された第二次宇都宮観光振興プランに基づき4つの基本戦略を設定し、各戦略において主要施策を掲げ、具体的な成果指標を設定し、市民、地域、観光関係、団体、観光事業者、同市コンベンション協会、行政が役割を積極的に果たしながら連携を図り「オール宇都宮」で推進され、食、観光、スポーツ、歴史文化等に努め特に食では餃子、カクテル、苺など、音楽では、ジャズなどが全国的に有名であり、観光客数、宿泊者数が増加し、本プランの策定が成功された事について、素晴らしい取り組みだと感じた。



(参考資料)

- ・宇都宮市議会要覧（令和元年度） 宇都宮市議会事務局
- ・観れば愉快だ宇都宮
宇都宮市観光振興（2019年8月） 宇都宮市 経済部 観光交流課
- ・みやナビ 2019
- ・宇都宮市まちあるきマップ
- ・日本遺産 大谷石文化が息づくまち宇都宮
宇都宮市大谷石文化推進協議会（宇都宮市教育委員会）
- ・るるぶ 特別編集 宇都宮
- ※ 以上、視察先 宇都宮市経済部観光交流課より配布資料
- ・視察時、ヒアリング（面前）ノート 後日、再ヒアリング（電話）
宇都宮市経済部観光交流課 塩田寿美恵課長

- ・大津市第2次観光交流基本計画（平成29年3月）
- ・観光施策先進事例 観光施策 観光白書（国土交通省 観光庁）

支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月7日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 資料作成費 | |
| 金額 | ¥850 | |
| 内容 | コピー用紙 支払額 1,700円 うち、政務活動費負担分1/2 1,700円÷2=850円 | |
| 支払先 | 株ヒサダ昭栄堂 | |
| 支出年月日 | 令和元年8月7日 | |
| 摘要 | 残り1/2 850円については、会派会計より負担 | |
| 領収書 添付欄 | | |

No. _____

請求書

令和元年 8月 6日

10002500

湖誠会

様

下記の通り御請求申し上げます。

合計金額 ￥ 1,700

事務用品・OA機器・オフィス家具・印刷・測量機械

株式会社



代表取締役 久田 邦実

大津市中央3丁目1-38 栄堂 (中央通) 角
TEL.077(523)1718 FAX.077(524)5736

| 品名 | 数量 | @ | 金額 | 摘要 |
|--------------------------|----|-----|------|----|
| PPC A4N PPC用紙 A4 500枚 | 5冊 | 340 | 1700 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備考
消費税込

取引銀行 みずほ銀行大津支店~当座
みずほ銀行大津支店~普通
滋賀銀行本店営業部~普通
関西みらい銀行びわこ営業部~普通

領収証

No. 33493

湖誠会様

令和元年 8月 7日

| | | | | | | | |
|----|--|--|--|---|---|----|---|
| 金額 | | | | ¥ | 8 | 50 | — |
|----|--|--|--|---|---|----|---|

内 消費税等

上記正に領収いたしました

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 現金 | | | |
| 小切手 | | | |

株式会社 ヒサゴ 信藤 堂

代表取締役 久保 実

滋賀県大津市 中央通り 38号



TEL (077) 523-5736



信 HISA00 #779

支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月7日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 資料作成費 | |
| 金額 | ¥1,262 | |
| 内容 | 封筒等 | |
| 支払先 | (株)ヒサ夕昭栄堂 | |
| 支出年月日 | 令和元年8月7日 | |
| 摘要 | | |
| 領収書 添付欄 | | |

請求書

令和元年 8月 6日

10002500

湖誠会

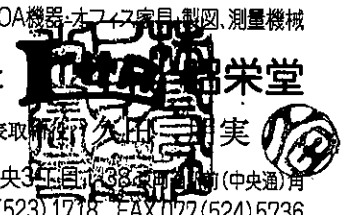
様

下記の通り御請求申し上げます。

合計金額 ￥ 1,262

事務用品・OA機器・オフィス家具・製図・測量機械

株式会社



代表取締役 久田 実

大津市中央3丁目38番地11号(中央通)角
TEL.077(523)1718 FAX.077(524)5736

| 品名 | 数量 | @ | 金額 | 摘要 |
|---------------------------------|----|-----|-----|----|
| BK-356 製本テープ BK-35 黒 | 2 | 495 | 990 | |
| 250505 ワタワタ封筒 PN-047 長40 40枚 | 1 | 272 | 272 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備考

消費税込

取引銀行 みずほ銀行 大津支店～当座
みずほ銀行 大津支店～普通
滋賀銀行 本店営業部～普通
関西みらい銀行びわこ営業部～普通

領収証

No. 33439

湖誠会様 令和元年8月7日

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | ¥ | 1 | 2 | 6 | 2 | — |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|

内 消費税等

上記正に領収いたしました

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 現金 | | | |
| 小切手 | | | |

HISAGO #779



株式会社 ヒサゴ 様 堂

代表取締役 久保 実
滋賀県大津市 中津 38号
TEL (077) 523-1234 5736



支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月20日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 調査研究費 | |
| 金額 | ¥24,320 | |
| 内容 | タブレット通信費 7月分 | |
| 支払先 | 日立キャピタル(株) | |
| 支出年月日 | 令和元年8月20日 | |
| 摘要 | | |
| 領収書 添付欄 | | |

預金口座口座振替のお知らせ

2019年 8月 8日

湖誠会 政務活動費 会計 草野 聖地 殿
(266603-0041)

毎度、お引き立てをいただきありがとうございます。ご指定口座より下記金額を振替させていただきますので、振替日の前日までにご入金下さいませようお願い申し上げます。

| | |
|-------------|---|
| 振替金額 | ¥24,320- |
| お支払日 | 2019年 8月20日 <small>(休日の場合は翌営業日、但し末日振替のみ前日)</small> |

*「請求回数」は契約期間中のお支払の回数を表示しております。

振替NO.: 0894449

532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原3-3

 **日立キャピタル株式会社**

関西法人支店 営業第 部

お問合せ先 梅本 精一

電話番号 06-7668-0880

お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

口座振替 滋賀銀行

金融機関 大津市役所

口座番号 普通 0270***

| 契約番号 | 区分 | 内容 (上段ご契約期間・下段物件名等) | 金額 | 消費税等 | 小計 | 月分 | 請求回数 | | 消費税率 | 摘要 |
|-----------|-----|---|--------|-------|--------|----|------|----|------|----|
| | | | | | | | 当回 | 残回 | | |
| 545136801 | 059 | 2014/11/1 ~ 2019/10/31 ネットワークサービス 60ヶ月 | 22,519 | 1,801 | 24,320 | | 57 | 3 | 8% | |
| | | 合 計 | 22,519 | 1,801 | 24,320 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

区分-059:代理回収金


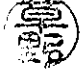
摘要-「*」は消費税経過措置適用契約。「#」は契約開始時点の消費税率が継続する契約。



| 日 | 行 | 記号 | 摘要 | 金額 | 種別 | 金額 | 日付 |
|----|----------|--------|-----------|---------|-------------|------------|------|
| | ##### | 270599 | | 242366 | | ¥2,644,039 | 1130 |
| 19 | 01.07.09 | D | | 1,450 | ヒサダ | ¥2,642,589 | 1130 |
| 20 | 01.07.09 | D | | 578 | ヒサダ | ¥2,642,011 | 1130 |
| 21 | 01.07.17 | D | | 1,543 | ヒサダ | ¥2,640,468 | 1130 |
| 22 | 01.07.19 | D | | 60,000 | 地方議員研究会(寺田) | ¥2,580,468 | 1130 |
| 23 | 01.07.19 | D | | 40,280 | 流線=肉子能受(寺田) | ¥2,540,188 | 1130 |
| 24 | 01.07.22 | E | クレジット | 24,320 | ヒサダ | ¥2,515,868 | 1130 |
| 25 | 01.07.22 | D | | 2,308 | ヒサダ | ¥2,513,560 | 1131 |
| 26 | 01.07.23 | E | | 1,398 | NTT | ¥2,512,162 | 1130 |
| 27 | 01.07.29 | E | 振替 | 4,860 | カ)ZTV | ¥2,507,302 | 1130 |
| 28 | 01.07.29 | B | ZTV 会費合計分 | | 2,430 | ¥2,509,732 | 1130 |
| 29 | 01.07.29 | E | | 89,639 | 総合 | ¥2,420,093 | 1130 |
| 30 | 01.07.30 | E | | 951,724 | 官川印刷 | ¥1,468,369 | 1130 |
| 31 | 01.08.06 | D | | 411,880 | 行政視察旅費 | ¥1,056,489 | 1130 |
| 32 | 01.08.07 | D | | 850 | ヒサダ | ¥1,055,639 | 1131 |
| 33 | 01.08.07 | D | | 1,262 | ヒサダ | ¥1,054,377 | 1131 |
| 34 | 01.08.20 | E | クレジット | 24,320 | ヒサダ | ¥1,030,057 | 1130 |
| 35 | 01.08.20 | D | | 2,086 | ヒサダ | ¥1,027,971 | 1130 |
| 36 | 01.08.20 | D | | 870 | ヒサダ | ¥1,027,101 | 1130 |

支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月20日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 資料作成費 | |
| 金額 | ¥2,086 | |
| 内容 | コピー代 7月分 | |
| 支払先 | 富士ゼロックス京都(株) | |
| 支出年月日 | 令和元年8月20日 | |
| 摘要 | | |
| 領収書 添付欄 | | |

〒520-0037

大津市御陵町 3番1号

大津市役所
湖誠会

御中

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合せ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005

大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士ゼロックスサービスクリエイティブ
西日本事務センター
請求管理1グループ

TEL番号 0120-069-840

FAX番号 0120-600-695

お問合せ番号：

| | | |
|---------|-----------|---------------|
| お支払のご案内 | お支払 約束日 | 年 月 日 |
| | お支払 方法 | お振込 |
| | 指定 銀行名 | 滋賀銀行 |
| | 本・支店名 | 丸太町支店 |
| | 預金種目・口座番号 | 普通預金 |
| | 指定口座名 | 富士ゼロックス京都株式会社 |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

1500-011



請 求 書

発行日： 1 8 19
請求書番号： 1 8 19

湖誠会

様

滋賀県大津市逢坂1丁目1番1号
富士ゼロックス京都株式会社

滋賀営業部長 澤井 実



| | |
|--------|------|
| 今回ご請求額 | 486円 |
|--------|------|

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。

| 料金項目 / 品名 | 期間 / 送品 NO | 枚数 / 数量 | 単価 | 小計 (円) | 合計 (円) |
|---|------------|---------|------|--------|--------|
| コピー料金 | 2019年7月 | 751 | 0.60 | 450 | 450 |
| 【代金/料金合計】 | | | | | 450 |
| 【消費税および地方消費税】 | | | | | 36 |
| 【今回ご請求額】 | | | | | 486 |
| ※ご利用機種/機械番号： (今回) (前回) (テスト) (ミス) 1 2 3 | | | | | |
| ※ご利用機種/機械番号： (今回) (前回) (テスト) (ミス) 1 2 3 | | | | | |

〒520-0037

大津市御陵町 3番1号

大津市役所
湖誠会

御中

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合せ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005

大阪市北区中之島3丁目2番18号

住友中之島ビル 10F

富士ゼロックスサービスクリエイティブ

西日本事務センター

請求管理1グループ

TEL番号 0120-069-840

FAX番号 0120-600-695

お問合せ番号：

| | | |
|---------|-----------|---------------|
| お支払のご案内 | お支払 約束手 | 年 月 日 |
| | お支払 方法 | お振込 |
| | 指定 銀行名 | 滋賀銀行 |
| | 本・支店名 | 丸太町支店 |
| | 預金種目・口座番号 | 普通預金 |
| | 指定口座名 | 富士ゼロックス京都株式会社 |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

1500-011



請求書

発行日：

請求書番号： 1 8 10

湖誠会 様

滋賀県大津市逢坂1丁目1番1号
富士ゼロックス京都株式会社

滋賀営業部長 澤井 実

| | |
|--------|--------|
| 今回ご請求額 | 1,492円 |
|--------|--------|

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。

| 料金項目 / 品名 | 期間 / 送品 NO | 枚数 / 数量 | 単価 | 小計 (円) | 合計 (円) |
|--------------------------------------|------------|---------|------|--------|--------|
| カラーコピー料金 | 2019年7月 | 223 | 6.20 | 1382 | 1382 |
| 【代金/料金合計】 | | | | | 1382 |
| 【消費税および地方消費税】 | | | | | 110 |
| 【今回ご請求額】 | | | | | 1492 |
| ※ご利用機種/機械番号： (今回) (前回) (テスト) (ミス) | | | | | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| ※ご利用機種/機械番号： (今回) (前回) (テスト) (ミス) | | | | | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

〈しがぎん〉自動サービス

ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。

取引区分

振込

| | | | |
|-------|------|------|----------|
| お取扱番号 | お取扱店 | 端末番号 | 年 月 日 |
| 0125 | 113 | 080 | 01-08-20 |

| | | | |
|------|------|----|------|
| 銀行番号 | 支店番号 | 科目 | 口座番号 |
|------|------|----|------|

受入金額 (¥2,086)

| | | | | |
|------------------|----|----|---|-----|
| お取扱 金額 (枚) | 万円 | 千円 | 円 | おつり |
| | 0 | 0 | 2 | |
| | 1 | 3 | 1 | |

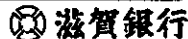
| | | |
|------|-------|--------|
| 取引番号 | 時刻 | お取引金額 |
| 1208 | 12:24 | ¥1,978 |

| | |
|------|---|
| 残 | 高 |
| 1108 | |

ご案内

滋賀銀行
丸太町支店
普通 [] フリセゲロックスキョウト
(カ 様へ
オオツシギカイ コセイカイ 様から



- このご利用明細は、お持ち帰りください。
- このお取引は〈しがぎん〉キャッシュカード
規定により、お取扱いさせていただきます。



預003292号

支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月20日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 資料作成費 | |
| 金額 | ¥870 | |
| 内容 | コピー用紙 支払額 1,740円 うち、政務活動費負担分1/2 1,740円÷2=870円 | |
| 支払先 | (株)ヒサダ昭栄堂 | |
| 支出年月日 | 令和元年8月20日 | |
| 摘要 | 残り1/2 870円については、会派会計より負担 | |
| 領収書 添付欄 | | |

領収証

No. 33509

湖誠会様

令和元年 8月20日

| | | | | | | |
|----|--|--|--|--|-------|---|
| 金額 | | | | | ¥ 870 | — |
|----|--|--|--|--|-------|---|

内 消費税等

但 上記正に領収いたしました

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 現金 | | | |
| 小切手 | | | |



HISAGO #779

滋賀県大津市中区千手町38号
 TEL (077) 523-1111 FAX 523-5736
 株式会社 ヒサゴ 昭誠堂
 代表取締役 久田 朋人 実



支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月22日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 調査研究費 | |
| 金額 | ¥1,617 | |
| 内容 | FAX電話 8月分(7月利用料金) 支払額 3,235円 うち、政務活動費負担分1/2 3,235円÷2=1,617円 | |
| 支払先 | NTT西日本 | |
| 支出年月日 | 令和元年8月22日 | |
| 摘要 | 残り1/2 1,618円については、会派会計より負担 | |
| 領収書 添付欄 | | |



西日本電信電話株式会社
滋賀支店



520-0037

大津市御陵町3-1

大津市議会 湖誠会 様



TEL 0120-747488

(無料)
選付先: 〒812-0012
福岡市博多区 博多駅中央街
博多郵便局 私書箱112号



社用 101001211001 04310 03790 00*

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2019年 8月 19日発行

目ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の
延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問合せ先

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

電話のご注文・お問合せは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116へ(無料)

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-444113へ(無料)

フレッツサービス・ひかり電話に関するご注文・お問合せは 0120-116116へ(無料)

フレッツサービス・ひかり電話に関する故障は 0120-248995へ(無料)

| | | | | |
|---|--------|----------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| お客さま番号 (077)523-2020 ご請求番号 5067879270180 | | ご請求年月 2019年 8月分 | ご請求額 (Charge) 3,235 円 | お支払期限 (Due Date) 2019年 9月 2日 |
| ご請求の内訳 | 金額 (円) | お知らせ | | |
| NTT西日本ご利用分 | 3,192 | 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。 | | |
| NTTコミュニケーションズご利用分 | 43 | | | |
| (合計) | 3,235 | | | |

●お支払い方法についてクレジットカード決済へ変更される場合は、右のQRコードをスマートフォン等で読み取り申込みフォームへお進みください。
※インターネット接続費用はご利用者自身の負担です。正常に読み取りできない場合は、下記URLをパソコンからご覧ください。
<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/payment.html>
※お手続きには1~2ヶ月ほど要します。完了までの間は請求書でのお支払いとなります。予めご了承ください。
※今回の請求書のお支払いはクレジットカードでの引き落としができませんので、裏面のお支払い場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。



下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。<切り取り線>

電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号
5067879270180

お客さま氏名
大津市議会 湖誠会
様

金額
2019年 8月分
¥3,235

うち、消費税相当額 239円

西日本電信電話株式会社

滋賀支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄



| | |
|-----------|-----|
| 出(6)納 | 領収日 |
| 1. 8. 22 | |
| 滋賀・大津市役所付 | 印 |

(お客さま)

この領収証は、電話料金等に関する請求書として発行されています。なお、領収証の発行には、お客さまの同意が必要です。

支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月26日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 資料作成費 | |
| 金額 | ¥290 | |
| 内容 | コピー用紙 支払額 580円 うち、政務活動費負担分1/2 580円÷2=290円 | |
| 支払先 | (株)ヒサダ昭栄堂 | |
| 支出年月日 | 令和元年8月26日 | |
| 摘要 | 残り1/2 290円については、会派会計より負担 | |
| 領収書 添付欄 | | |

No. _____

請求書

令和元年 8月 23日

10002500

湖誠会

様

下記の通り御請求申し上げます。

合計金額 ￥ 580

事務用品・OA機器・オフィス家具・製図・測量機械

株式会社 **EHA** 昭栄堂

代表取締役 久田 三昭実

大津市中央3丁目38番地前(中央通)角
TEL.077(525)7748 FAX.077(524)5736



| 品名 | 数量 | @ | 金額 | 摘要 |
|--------------------------|-----|-----|-----|----|
| PPC B4N PPC用紙 B4 500枚 | 1 冊 | 580 | 580 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備考
消費税

取引銀行 みずほ銀行 大津支店～当座
みずほ銀行 大津支店～普通
滋賀銀行 本店 営業部～普通
関西みらい銀行 びわこ営業部～普通

領収証

No. 33517

湖 誠 会 様

令和元年 8 月 26 日

| | | | | | | | | |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | ¥ | 2 | 9 | 0 | — |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|

内 但
消費税等

上記正に領収いたしました

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 現金 | | | |
| 小切手 | | | |

滋賀県大津市中津町丁第38号

TEL (077) 523-1111 FAX (077) 523-5736

株式会社 ヒロカ堂



代表取締役 久保 実

株 HISAO #778



支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|------------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月27日 | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 調査研究費 | |
| 金額 | ¥4,860 | |
| 内容 | インターネット通信費 8月分 | |
| 支払先 | (株)ZTV | |
| 支出年月日 | 令和元年8月27日 | |
| 摘要 | | |
| 領収書 添付欄 | | |





| 日 | 日 | 品名 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 |
|-------|----------|----|---------|---------------|------------|-----------------|
| ##### | 270599 | | 242366 | | | |
| 19 | 01.07.09 | D | 1,450 | セサ夕" | ¥2,644,039 | 1130 |
| 20 | 01.07.09 | D | 578 | セサ夕" | ¥2,642,589 | 1130 |
| 21 | 01.07.17 | D | 1,543 | セ"Q"夕入 | ¥2,642,011 | 1130 |
| 22 | 01.07.19 | D | 60,000 | 地方議員研究会(持出) | ¥2,640,468 | 1130 |
| 23 | 01.07.19 | D | 40,280 | 新築=肉=水子販売(持出) | ¥2,580,468 | 1130 |
| 24 | 01.07.22 | F | 24,320 | ヒチキキヒタル | ¥2,540,188 | 1130 |
| 25 | 01.07.22 | D | 2,308 | セサ夕" | ¥2,515,868 | 113A |
| 26 | 01.07.23 | E | 1,378 | N T T | ¥2,513,560 | 1131 |
| 27 | 01.07.29 | E | 4,860 | カ)ZTV | ¥2,512,162 | 1130 |
| 28 | 01.07.29 | B | | ZTV会派会計分 | ¥2,507,302 | 1130 |
| 29 | 01.07.29 | E | 89,639 | 総合車 | 2,430 | ¥2,509,732 1130 |
| | | | | | | ¥2,420,093 1130 |
| 30 | 01.07.30 | E | 951,724 | 官川印刷 | | |
| 31 | 01.08.06 | D | 411,880 | 行政視察旅費 | ¥1,468,369 | 1130 |
| 32 | 01.08.07 | D | 850 | セサ夕" | ¥1,056,489 | 1130 |
| 33 | 01.08.07 | D | 1,262 | セサ夕" | ¥1,055,639 | 1131 |
| 34 | 01.08.20 | E | 24,320 | ヒチキキヒタル | ¥1,054,377 | 1131 |
| 35 | 01.08.20 | D | 2,086 | セ"Q"夕入 | ¥1,030,057 | 1130 |
| 36 | 01.08.20 | D | 870 | セサ夕" | ¥1,027,971 | 1130 |
| 37 | 01.08.22 | E | 1,617 | N T T | ¥1,027,101 | 1130 |
| 38 | 01.08.26 | D | 290 | セサ夕" | ¥1,025,484 | 1131 |
| 39 | 01.08.27 | E | 4,860 | カ)ZTV | ¥1,025,194 | 1131 |
| 40 | 01.08.28 | B | | ZTV会派会計分 | ¥1,020,334 | 1130 |
| 41 | 01.08.28 | E | 89,639 | 総合車 | 2,430 | ¥1,022,764 1130 |
| | | | | | | ¥933,125 1130 |



収入伝票

会派名: 湖誠会

| | | |
|-------|---|---|
| 伝票作成日 | 令和元年8月28日 | |
| 収入決定 | 代表者印 | 経理責任者印 |
| |  |  |
| 科目 | 調査研究費 | |
| 金額 | ¥2,430 | |
| 内容 | インターネット通信費 8月分 支払額 4,860円 うち、政務活動費負担分1/2 4,860円÷2=2,430円 | |
| 支払者 | (株)ZTV | |
| 収入年月日 | 令和元年8月28日 | |
| 摘要 | 残り1/2 2,430円については、会派会計より負担 | |






| 日 | 月 | 日 | 種別 | 金額 | 内容 | 金額 | 日数 |
|-------|----------|--------|-------|-----------|-------------|------------|-------|
| ##### | | 270599 | | 242366 | | ¥2,644,039 | 1130 |
| 19 | 01.07.09 | D | | 1,450 | 七ヶ夕" | ¥2,642,589 | 1130 |
| 20 | 01.07.09 | D | | 578 | 七ヶ夕" | ¥2,642,011 | 1130 |
| 21 | 01.07.17 | D | | 1,543 | 七ヶ夕" | ¥2,640,468 | 1130 |
| 22 | 01.07.19 | D | | 60,000 | 地方議員研究会(寺田) | ¥2,580,468 | 1130 |
| 23 | 01.07.19 | D | | 40,280 | 浄化センター(寺田) | ¥2,540,188 | 1130 |
| 24 | 01.07.22 | F | クレジット | 24,320 | クレジット | ¥2,515,868 | 1130A |
| 25 | 01.07.22 | D | | 2,308 | 七ヶ夕" | ¥2,513,560 | 1131 |
| 26 | 01.07.23 | E | | 1,398 | NTT | ¥2,512,162 | 1130 |
| 27 | 01.07.29 | E | 振替 | 4,860 | カ)ZTV | ¥2,507,302 | 1130 |
| 28 | 01.07.29 | B | | ZTV 会派金計分 | 2,430 | ¥2,509,732 | 1130 |
| 29 | 01.07.29 | E | | 89,639 | 系合車 | ¥2,420,093 | 1130 |
| 30 | 01.07.30 | E | | 951,724 | 官川印刷 | ¥1,468,369 | 1130 |
| 31 | 01.08.06 | D | | 411,880 | 行政視察旅費 | ¥1,056,489 | 1130 |
| 32 | 01.08.07 | D | | 850 | 七ヶ夕" | ¥1,055,639 | 1131 |
| 33 | 01.08.07 | D | | 1,262 | 七ヶ夕" | ¥1,054,377 | 1131 |
| 34 | 01.08.20 | E | クレジット | 24,320 | クレジット | ¥1,030,057 | 1130 |
| 35 | 01.08.20 | D | | 2,086 | 七ヶ夕" | ¥1,027,971 | 1130 |
| 36 | 01.08.20 | D | | 870 | 七ヶ夕" | ¥1,027,101 | 1130 |
| 37 | 01.08.22 | E | | 1,617 | NTT | ¥1,025,484 | 1131 |
| 38 | 01.08.26 | D | | 290 | 七ヶ夕" | ¥1,025,194 | 1131 |
| 39 | 01.08.27 | E | 振替 | 4,860 | カ)ZTV | ¥1,020,334 | 1130 |
| 40 | 01.08.28 | B | | ZTV 会派金計分 | 2,430 | ¥1,022,764 | 1130 |
| 41 | 01.08.28 | E | | 89,639 | 系合車 | ¥933,125 | 1130 |



支出伝票

会派名: 湖誠会

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|---|------|----------|------|------|------|------|--------|--|-----|--------|----|----------|--|----|--------|
| 伝票作成日 | 令和元年8月28日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出決定 | 代表者印 | 経理責任者印 | | | | | | | | | | | | | | | |
| |  |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目 | 人件費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金額 | ¥89,639 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内容 | <p>事務職員給料</p> <table border="0"> <tr> <td>給料</td> <td>¥175,100</td> <td>(控除)</td> <td>雇用保険</td> <td>¥551</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>¥8,640</td> <td></td> <td>所得税</td> <td>¥3,910</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>¥183,740</td> <td></td> <td>合計</td> <td>¥4,461</td> </tr> </table> <p>差引 ¥179,279</p> <p>うち、政務活動費負担分1/2 179,279円÷2 ≒89,639円</p> | | 給料 | ¥175,100 | (控除) | 雇用保険 | ¥551 | 通勤手当 | ¥8,640 | | 所得税 | ¥3,910 | 合計 | ¥183,740 | | 合計 | ¥4,461 |
| 給料 | ¥175,100 | (控除) | 雇用保険 | ¥551 | | | | | | | | | | | | | |
| 通勤手当 | ¥8,640 | | 所得税 | ¥3,910 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | ¥183,740 | | 合計 | ¥4,461 | | | | | | | | | | | | | |
| 支払先 |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出年月日 | 令和元年8月28日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 摘要 | 残り1/2 89,640円については、会派会計より負担 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 領収書 添付欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

滋賀銀行 オオツシクワシヨ

店扱 (店番 113)

| | | | | |
|-----------------------|---|-------|--|------------|
| ご依頼人コード 0001358952 | 給与21 賞与23 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 振込指定日 | 平成 <input type="checkbox"/> / 年 <input type="checkbox"/> 8 月 <input type="checkbox"/> 30 日 ☆ | 2. 1- 7-30 |
|-----------------------|---|-------|--|------------|

| | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|-------------------|------------------------|------------------------|
| ご依頼人 コセイカイ トイムカットウヒ | 様 | 振込金額合計 | <input type="text"/> 件 | <input type="text"/> 円 |
| 資金決済口座 別 <input type="checkbox"/> | 最終受取人 コード 12 | 手数料合計 (消費税等含む) | <input type="text"/> 件 | <input type="text"/> 円 |

| 順序コード | 振込銀行名 | 振込支店名 | お受取人名 | 振込金額 | 振込手数料 |
|-------------------------------------|-------|--------------------------|--------------------------|----------------------|-------|
| 解約 | 科目 | 口座番号 | 受取人コード | 振込金額 | 振込区分 |
| ***** | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ***** | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 11 | <input type="text"/> | 電信 |
| ***** | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 12 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |
| ##### | シカ | イシマ | <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 普 | <input type="checkbox"/> | 10 | <input type="text"/> | 電信 |

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

| | | | |
|----|------------------------|------------------------|--------------|
| 小計 | <input type="text"/> 件 | <input type="text"/> 円 | 手数料小計金額 円 |
|----|------------------------|------------------------|--------------|